

# 官報号外 平成十二年五月九日

○第百四十七回 衆議院会議録 第三十一号

平成十二年五月九日(火曜日)

議事日程 第二十七号

平成十二年五月九日

午後一時開議

平成十二年五月九日

午後一時開議

第一 地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、地方整備局の設置に関する承認を求める件

第二 再生資源の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

公職選挙法の一部を改正する法律案(本院提出、参議院回付)

日程第一 地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、地方整備局の設置に関する承認を求める件

日程第二 再生資源の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

公職選挙法の一部を改正する法律案(本院提出、参議院回付)

○議長(伊藤宗一郎君) お諮りいたします。

参議院から、本院提出、公職選挙法の一部を改

正する法律案が回付されております。この際、議

事日程に追加して、右回付案を議題とするに御異

議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) お諮りいたします。

参議院から、本院提出、公職選挙法の一部を改

正する法律案が回付されております。この際、議

事日程に追加して、右回付案を議題とするに御異

議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。

よって、日程第一に先立ち追加されました。

○大口善徳君 登壇

○大口善徳君 ただいま議題となりました地方自

治法第百五十六条第四項の規定に基づき、地方整

備局の設置に関する承認を求める件につきまし

て、建設委員会における審査の経過及び結果を御

報告申し上げます。

本件は、中央省庁等の改革の一環として、東北

地方整備局、関東地方整備局、北陸地方整備局、

中部地方整備局、近畿地方整備局、中国地方整

備局、四国地方整備局及び九州地方整備局を、国土

交通省の地方支分部局として設置する必要がある

ので、地方自治法第百五十六条第四項の規定に基

づき、国会の承認を求めるものであります。

○中山成彬君 登壇

○中山成彬君 ただいま議題となりました法律案

につきまして、商工委員会における審査の経過及

び結果を御報告申し上げます。

本案は、循環型経済社会を構築することが急務

となっている状況を踏まえ、これまで講じてきた

再生資源の利用の促進に関する措置を拡充すると

ともに、使用済み物品等の発生の抑制及び再生部

品の利用の促進に関する措置を新たに講ずるもの

であります。

その主な内容は、

第一に、使用済み物品等の発生抑制が必要な製

品について、その製品の長寿命化等を図るための

取り組みを事業者に義務づけること、

し承認を求める件

再生資源の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案

ます。

同日討論、採決の結果、本件は賛成多数をもって

す。

本件は、去る四月二十八日本委員会に付託さ

れ、同日中山建設大臣から提案理由の説明を聴取

し、審査に入りましたが、質疑の申し出もなく、

議論いたしましたが、質疑の申し出もなく、

第一に、再生部品の利用の促進が必要な業種、製品に対し、事業者等の再利用が容易な製品設計、製造及び部品等を新たな製品に再使用することを義務づけること、

第三に、事業者によって自主回収や再資源化を行うことが効率的な製品については、事業者みずからがその使用済みの製品を自主回収し、再資源化することを義務づけること、

第四に、副産物の削減が必要な業種について、副産物の発生抑制対策と、発生した副産物の再生資源としての利用を促進するための対策を事業者に義務づけること、

等であります。

本案は、去る四月十九日本委員会に付託され、同日深谷通商産業大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。その後、同月二十一日より質疑を行い、二十六日には参考人から意見を聴取するなど慎重な審議を行いました。同月二十八日質疑を終局し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたしました。  
本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○野田聖子君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。内閣提出、循環型社会形成推進基本法案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(伊藤宗一郎君) 野田聖子君の動議に御異議ありませんか。

議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

循環型社会形成推進基本法案(内閣提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 循環型社会形成推進基本法案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。環境委員長細川律夫君。

循環型社会形成推進基本法案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔細川律夫君登壇〕

○細川律夫君 ただいま議題となりました循環型社会形成推進基本法案につきまして、環境委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、環境基本法の基本理念にのっとり、循環型社会の形成について基本原則を定め、関係主

体の責務を明らかにするとともに、循環型社会形成推進基本計画の策定等を定めるものとしております。

これにより、循環型社会形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の國民の健康で文化的な生活の確保に寄与しようとするものであります。

本案は、去る四月十四日本院に提出され、十八日には本会議における趣旨説明とこれに対する質疑が行われた後、本委員会に付託されました。

委員会におきましては、同日清水環境庁長官から提案理由の説明を聴取した後、二十一日質疑に入り、以来、参考人から意見を聴取するなど慎重に審査を重ね、二十八日質疑を終了いたしました。

本案審査に当たりましては、環境基本法との関係、廃棄物の定義に係る問題、自然界における物

質循環の位置づけ、循環型社会形成推進基本計画の内容と策定過程への国民や審議会のかかわり

があります。先進国が資源の大部分を独占的に消費したり、現世代が将来世代の生存権を奪い取る権利などないはずだからであります。

持続可能な社会に向けた循環型社会に対する考え方、地方公共団体への支援などの諸点について議論が交わされました。

その詳細については、会議録を御参照いただきたいと思います。

次いで、本日の委員会において、民主党から、循環型社会形成推進基本計画に係る修正等を内容とする修正案が提出されました。

また、日本共産党から、事業者の事業活動に当たって講ずべき措置等を内容とする修正案が提出されました。それぞれ趣旨の説明を聴取いたしました。

次に、討論を行い、採決の結果、両修正案はいずれも賛成少数をもって否決され、本案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔小林守君登壇〕

○議長(伊藤宗一郎君) 討論の通告があります。

これを許します。小林守君。

〔小林守君登壇〕

○議長(伊藤宗一郎君) 私は、ただいま議題となりました循環型社会形成推進基本法案に対して、民主党を代表して、反対の討論をいたします。

現在の大量生産、大量消費、大量廃棄の経済社

会システムは、地球温暖化、オゾン層の破壊、砂漠化、森林破壊、資源の枯渇など地球規模での環境に大きな影響を与えてしまっています。廃棄物

の問題では、自然生態系の中で分解できる量をはるかに超えた大量の廃棄物があふれ、各地で不法投棄、不適正処理、自然破壊などの問題が生じています。

このような問題を解決するためには、省資源、

物質循環を徹底し、人間活動を環境と調和させる

ことが急務なのであります。

ところが、この基本法案では、廃棄物・リサイクル対策が喫緊の課題であるとの基本認識に立つ

ているにもかかわらず、循環型社会形成推進計画

官 報 (号 外)

が策定されるのが平成十五年になつてしまつたのであります。廃棄物処分場の残余年数は四年を切つてゐるという状況にもかかわらず、何どものんびりした法案ではないでしょうか。しかも、今国会で審議されている廃棄物処理法や再生資源利用促進法の改正案における基本方針は、この基本法に基づく推進計画よりも早く策定されることになつており、推進計画の実効性が担保されるのはさうに先の将来になつてしまふなど、問題を先送りするだけの法案となつてゐると言わざるを得ません。

今回の法律案の目玉と称されているのが拡大生産者責任であります。生産者責任等について使用され廃棄物となった後までも一定の責任を負う拡大生産者責任の単なる一般的なあり方について定めたものにすぎず、具体的にどのような製品に対して製造者の引き取り義務がかかるのか、法律上全く示されておりません。私たちは一本会議においてもこの点について質問させていただきましたが、個別の製品については個別に検討するという答弁がありました。これでは、容器包装リサイクル法や家電リサイクル法のように個別的に検討してきたこれまでと全く変わらないのではないかと心配です。個別に検討するということであれば、拡大生産者責任の一般原則など規定する必要がないのです。

私たち民主党が政策提言を行っている資源循環・廃棄物管理条例案では、現状において排出量が多いにもかかわらずリサイクルが進んでいない製品や環境負荷物質を含む製品、再資源化が難しい製品などにつき客観的な要件を定め、それに該当する製品は広く政令で指定し、自主的な回収を求めるとともに、その回収率のモニタリングを行ない、実行されない場合には強制デボジットや個別法の制定などの措置を講ずるという施策の順序を明確に示しております。

このような形で拡大生産者責任が個別の製品に

対して導入される手順が示されなければ、単なるお題目であり、絵に描いたもろにすぎません。基本法の目玉が絵に描いたもろという状態で、何が循環型社会なのでしょうか。

今回の法律案においては、廃棄物等とか循環資源とかいう新しい概念が登場するわけですが、この定義によって、現在の副産物などの有価物と廃棄物の分断を固定化してしまいます。現在の廃棄物・リサイクル法制度の最大の問題は廃棄物の定義であり、これを解決するだけでも、かなり各地での廃棄物をめぐる紛争を解決することができるのです。ところが、省庁縦割りの権益保持のため廃棄物とリサイクルは分断されたままであり、それを基本法で追認することにより、リサイクル名目の不適正処理は何ら取り締まられることがないまま放置されてしまうことになるのであります。

政府は、豊島を初めとする各地での紛争で被事を受けている方々に対して、この基本法を何と説明するつもりなのでしょうか。これは基本法で、具体的紛争には関知しないと説明できるのでしょうか。国民が本当に何を望んでいるかを全く理解せずに作成されたものであると言わざるを得ません。

さらに、この法律案において経済的措置について規定がなされておりますが、環境基本法の規定から全く前進しております。環境基本法制定から現在に至るまで何をやってきたのでしょうか。経済学的には、経済的手法という市場メカニズムを用いた手法の方がより効率的であり、規制に生立つて検討すべきものであります。にもかかわらず、経済的措置に対し余りにも後ろ向きな規定は理解できません。三重県や鳥取県では埋立地を徴収するなど、経済的措置を導入する動きは既に始まっています。このような動きに水を差すような法案では意味がありません。

現在でも、廃棄物・リサイクル政策に関する問

題点は十分に示されているのです。廃棄物の定義、一般廃棄物と産業廃棄物の問題、廃棄物とリサイクルの縦割り行政の弊害、リサイクルと称する不適正処理、排出者責任の不徹底、上流対策の不十分さ、定量的目標の欠如、廃棄物再生と利用とのミスマッチ、費用負担の不適切さ、統計の不備など、数多くの問題が具体的に提示されているのです。

このような問題点に正面から答えようとせず、問題を先送りしている時間は残念ながらありません。循環型社会という聞こえのよい言葉を並べても、実際には何も進まないような法案では日本の未来はありません。今こそ世界に先駆けて資源循環型の産業構造を実現すれば、日本経済は国際競争力を保つことができます。そのような立場で、ななチャンスを先送りしてしまう今回の法案は、無味乾燥を通り越して、害悪以外の何物でもないのです。

まじめに環境負荷を減らそうとしている事業者の方々や多くの国民が本当に望んでいるのは、廃棄物とリサイクル法制度の統合なのです。民主党政権では、このような精神的な基本法ではなく、廃棄物・リサイクル法制度を統合した法制度を確立することをお誓い申し上げまして、私の反対討論とさせていただきます。

ありがとうございました。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) これにて討論は終局いたしました。

---

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長の報告

卷之三

(法律公布表上及び通知)

去る四月二十七日、この黙御の生石在委  
し、その旨參議院に通知した。

著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う著作

## 権法の特例に関する法律の一部を改正する法律

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策

の推進に関する法律

(通知書受領)  
一、去る四月二十九日、參議院議長から、次の件

去る四月一日、新潟県立農業試験場より、新潟県の規則の公報を受領した。

## 国会法及び公職選挙法の一部を改正する法律

## 防衛庁設置法等の一部を改正する法律

雇用保険法等の一部を改正する法律

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部

## 改正する法律 消費者契約法

一、去る四月二十八日、森内閣總理大臣から伊藤

議長あて、次の通知書を受領した。

内閣參照第六四號

平成十二年四月二十八日

衆議院議長  
伊藤宗一郎殿  
内閣総理大臣  
新

私は、平成十二年四月二十八日(金)午後二時

羽田空港発、五月六日(土)午後五時十分同空進

着の予定で、ロシア連邦、イタリア共和国、コ

平成十二年五月九日 衆議院会議録第三十一号

# 循環型社会形成推進基本法案 議長の報生



(議案送付)

一、去る四月二十七日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

電気通信事業法の一部を改正する法律案

電子署名及び認証業務に関する法律案

保存及び管理のための国際的な措置の公海上の漁船による遵守を促進するための協定の締結について承認を求めるの件

国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約の締結について承認を求めるの件

千九百五十五年九月二十八日にヘーネで作成された議定書により改正された千九百一十九年十月十二日にワルソで署名された国際航空運送についてある規則の統一に関する条約を改正するモントリオール第四議定書の締結について承認を求めるの件

地方分権推進法の一部を改正する法律案

農水産業協同組合貯金保険法及び農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律の一部を改正する法律案

農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律案

法律案

道路運送法及びタクシー業務適正化臨時措置法

法律案

(回付議案受領)

一、去る四月二十八日、参議院から回付された本院提出案は次のとおりである。

公職選挙法の一部を改正する法律案

(議案通知)

一、去る四月二十七日、参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の一部を改正する法律案

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律案

(議案通知書受領)

一、去る四月二十八日、参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

国会法及び公職選挙法の一部を改正する法律案

一、去る四月二十八日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

防衛府設置法等の一部を改正する法律案

雇用保険法等の一部を改正する法律案

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案

消費者契約法案

平成十二年四月二十二日提出  
質問 第二一號

上瀬谷基地問題に関する質問主意書

提出者 大森 猛

上瀬谷基地問題に関する質問主意書

猛

大森

上瀬谷

二、政府は、米軍が現在の上瀬谷基地をどのような目的で使用し、どのような機能と設備を持っているか。

三、この基地で現在の業務に使用している衛星通信アンテナが必要とする区域は何ヘクタールですか。「四二」ヘクタールもの広大な区域のうち具体的にどこをどのように使用していますか。

四、昨年九月に日本共産党の中路雅弘議員らが上瀬谷基地の内部を視察したさい在日米軍上瀬谷支援施設司令官デビット・P・スミス氏が「基地の八割は使っていない」と認めていましたが、政府はそのことを承知していますか。昨年十一月十八日にも安全保障委員会で佐々木陸海議員が米軍司令官の発言の内容について質問していましたが、その後米側に司令官の明確の事実と基地の今日の使用状況について確認をとりましたか。

五、実際に金網で囲われた「閑臥区域」の外にあったアンテナは全て撤去され、それらのアンテナによる受信の障害を防止するとして設定されたいた「電波障害防止制限地域」も廃止され、基地内に配属されていた多くの米軍部隊が撤退や解隊、移動しています。米軍自身の内部文書や施設の看板も「通信施設」から「支援施設」に変えられ、施設管理も横須賀の通信本部から厚木基地に移管されるなど、その位置付けに大きな変化が現れています。この事実を政府は承知していますか。承知しているならばこの大きな変化は何によつてもたらされていると認識していますか。

六、現在の上瀬谷基地は、通信業務を行っている一部を除き、他の約八割は目的以外の使用となっています。については、「地位協定」三条三項及び二項に基づいて返還の協議の申し出を行うべきではありますか。

七、この基地では、提供区域のほかに約九四五ヘクタールに及ぶ基地周辺地域への「電波障害防止制限地域」が一九六二年に設定され、建築制限等の各種制限がなされていました。この制限地域は一九九五年四月一日をもつて解除されましたが、この「電波障害防止制限地域」は、どのような理由で設定され、どのような理由で解除されたのですか。

七 横浜の地元からも、上瀬谷基地をぜひ返還してほしいという要望がよせられています。横浜市は、「ゆめはま二〇一〇プラン」に基づき、また、横浜市議会は、米軍基地の存在が横浜市の都市計画の重大な障害になっているとして全会派が一致して基地の早期全面返還を求めています。地元の瀬谷区としても「上瀬谷オープニング利用調査事業報告書」を作成して上瀬谷基地が返還された場合の利用計画を示しています。上瀬谷基地の返還と跡地利用問題懇談会では、アンケート活動や返還を求める署名をくり広げています。こうした地元の要望も踏まえ、実態に則し返還を請求する予定はありません。

八 そもそも不要になった基地、施設は無条件に返還すべきものであり、政府はそういう確固とした姿勢で米側に対すべきと考えますが、いかがですか。

右質問する。

八 そもそも不要になった基地、施設は無条件に返還すべきものであり、政府はそういう確固とした姿勢で米側に対すべきと考えますが、いかがですか。

右質問する。

内閣衆質一四七第一号  
平成十二年四月二十八日

衆議院議長 伊藤宗一郎殿  
内閣総理大臣 森 喜朗

衆議院議員大森猛君提出上瀬谷基地問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。  
〔別紙〕

衆議院議員大森猛君提出上瀬谷基地問題に関する質問に対する答弁書  
について  
上瀬谷通信施設の電波障害防止地域は、我が国に駐留するアメリカ合衆国軍隊(以下「米軍」)

という)の要請を踏まえ、同施設の電波障害を防ぐため建築物等の制限を行うことを必要とする地域として、昭和三十七年に設けたものであるが、米軍の運用上の都合により平成七年四月一日以降必要でなくなったとされたため、同日付けをもって廃止したものである。

二について  
上瀬谷通信施設は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国と我が国がアメリカ合衆国に提供している施設及び区域であり、現在も米軍が同施設を日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保証条約(昭和三十五年条約第八号)の目的達成のために必要な通信を行うための施設として使用していると承知しているが、その機能及び設備の詳細については承知していない。

三について  
御質問の衛星通信用アンテナが必要とする区域が何ヘクタールであるか等の詳細については承知していない。

四について  
御指摘のアメリカ合衆国海軍上瀬谷支援施設司令官の発言内容について、横浜防衛施設局において、平成十一年十一月三十日、同司令官に確認したところ、上瀬谷通信施設(面積約二百八エーカー(約四十四ヘクタール))の広さであると述べただけであるとのことであり、また、

て使用しているとのことであった。

#### 五について

御指摘のアンテナが撤去されたこと、電波障害防止地域が不要とされたこと、米軍部隊の改編があつたこと、施設の看板が「通信施設」から「支援施設」に変えられたこと及び施設管理が横須賀の通信本部から厚木基地に移管されたことについては承知しているが、米軍においてこれらの措置を採った理由については、米軍の運用に係る事項であり、承知していない。

六及び七について  
上瀬谷通信施設について、横浜市等から返還の要望はあることは承知しているが、政府としては、同施設は現在も米軍により通信施設として使用されていると承知しており、返還を求めるることは考えていない。

八について  
アメリカ合衆国は、地位協定第二条3に基づき、米軍が使用する施設及び区域が地位協定の目的のため必要でなくなったときは、いつでも、日本国に返還しなければならないこととなっている。また、政府としては、地位協定第二条2に基づき、個々の施設及び区域について我が国に返還すべきであると考えるときには、日米合同委員会において米側に対し返還を求めて協議を行っている。

上瀬谷通信施設については、現在も米軍により通信施設として使用されていると承知しておらず、政府としては、不要な施設及び区域として返還を求めるとは考えていない。

公職選挙法の一部を改正する法律案  
右の貴院提出案は本院において修正議決した。

よって国会法第八十三条により回付する。

平成十二年四月二十八日

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

参議院議長 斎藤 十朗

(修正に係る条文を括ぐ。小字及び一は修正)

第三十二条の次に次の二条を加える。

(衆議院議員○及び参議院議員○及び再選挙及び補欠選挙)

第三十三条の二 衆議院議員○及び参議院議員○の第百九条第一号

に掲げる事由による再選挙は、これを行うべき

事由が生じた日から四十日以内に、衆議院議員○及び参議院議員○の同条第四号に掲げる事由による再選挙(選挙の無効による再選挙に限る。)は、当該選挙に

関する事務を管理する選舉管理委員会(衆議院比例代表選出議員○又は参議院比例代表選出議員)

比例代表選出議員○の選挙については、中央選挙管理会)が第二百一十条第一項後段の規定によることを行つて、中央選挙管理会が第二百一十条第一項後段の規定による通知を受けた日から四十日以内に行う。

2 衆議院議員○及び参議院議員○の選挙については、中央選挙管理会が第二百一十条第一項後段の規定による通知を受けた日から四十日以内に行う。

にこれを行うべき事由が生じた場合は当該期間

官報 (号外)

146

衆議院議員の統一対象再選挙を  
は、参議院議員の任期が終わる年において第二  
期間の初日から参議院議員の任期が終わる日の  
五十四日前の日(その日後に国会が開会されて  
いた場合は、当該通常選挙の期日の公示の日の  
直前の国会閉会の日)までにこれを行うべき事  
由が生じた場合は、前項の規定にかかわらず、  
当該通常選挙の期日に行う。

参議院議員の統一対象再選挙又は補欠選挙は、在任期間を異  
にする参議院議員の任期が終わる年において第二期間の初日か  
ら通常選挙の期日の公示がなされるまでにこれを行うべき事由  
が生じた場合は、第一項の規定にかかわらず、当該通常選挙の  
期日に行う。

参議院議員の統一対象再選挙又は補欠選挙は、次の各号の区  
分による選挙が行われるときにおいて当該選挙の期日の告示が  
なされるまでにこれをを行うべき事由が生じた場合は、第一項及  
び前項の規定にかかわらず、次の各号の区分による選挙の期日  
に行う。

一 選挙区選出議員の場合には、当該選挙区において在任期間  
を同じくする選挙区選出議員の第一項に規定する再選挙(當  
選人がその選挙における議員の定数に達しないことによる再  
選挙に限る。又は在任期間を異にする選挙区選出議員の同項  
に規定する再選挙(選挙の一部無効による再選挙を除く。)が  
行われるとき。

二 衆議院議員○及び参議院議員の統一対象再選挙を  
は、参議院議員の任期が終わる年において第二  
期間の初日から参議院議員の任期が終わる日の  
五十四日前の日(その日後に国会が開会されて  
いた場合は、当該通常選挙の期日の公示の日の  
直前の国会閉会の日)までにこれを行うべき事  
由が生じた場合は、前項の規定にかかわらず、  
当該通常選挙の期日に行う。

3 衆議院議員の統一対象再選挙又は補欠選挙  
は、参議院議員の任期が終わる年において第二  
期間の初日から参議院議員の任期が終わる日の  
五十四日前の日(その日後に国会が開会されて  
いた場合は、当該通常選挙の期日の公示の日の  
直前の国会閉会の日)までにこれを行うべき事  
由が生じた場合は、前項の規定にかかわらず、  
当該通常選挙の期日に行う。

4 衆議院議員の統一対象再選挙又は補欠選挙

147

衆議院議員○及び参議院議員の統一対象再選挙を  
は、当該議員の任期が終わる年において第二  
期間の初日から参議院議員の任期が終わる日の  
五十四日前の日(その日後に国会が開会されて  
いた場合は、当該通常選挙の期日の公示の日の  
直前の国会閉会の日)までにこれを行うべき事  
由が生じた場合は、前項の規定にかかわらず、  
当該通常選挙の期日に行う。

5 衆議院議員の統一対象再選挙又は補欠選挙は、次の各号の区  
分による選挙が行われるときにおいて当該選挙の期日の告示が  
なされるまでにこれをを行うべき事由が生じた場合は、第一項及  
び前項の規定にかかわらず、次の各号の区分による選挙の期日  
に行う。

6 衆議院議員の統一対象再選挙又は補欠選挙は、在任期間を異  
にする参議院議員の任期が終わる年において第二期間の初日か  
ら通常選挙の期日の公示がなされるまでにこれを行うべき事由  
が生じた場合は、第一項の規定にかかわらず、当該通常選挙の  
期日に行う。

7 衆議院議員の統一対象再選挙又は補欠選挙のうちそ  
の選挙を必要とするに至つた選挙についての第  
二百四条又は第二百八条の規定による訴訟の出  
訴期間又は訴訟が係属している間○に第一項又  
は第二項に規定する事由が生じた選挙について  
の前項の規定の適用については、第一項中  
「これを行うべき事由が生じた日」とあるのは  
「第二百四条若しくは第二百八条に規定する出  
訴期間の経過又は当該選挙に関する事務を管理  
する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員  
○又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会)の第二  
百二十条第一項後段の規定による通知の受領

8 衆議院議員の統一対象再選挙又は補欠選挙のうちす  
るうちいすれか選い方の事由が生じた日」と、  
前二項中「これを行うべき事由が生じた場合」と  
あるのは「第二百四条若しくは第二百八条に規  
定する出訴期間の経過又はこれららの規定によ  
る」当該選挙に係る選挙の無効の決定若し  
くは裁決又は当選の無効の決定若しくは裁決  
の確定(当該決定又は裁決が第二百三条又は  
第二百七条の規定による訴訟が係属しなくな  
つたことにより確定した場合にあつては、當  
該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員  
会の第二百二十条第一項後段の規定による通  
知の受領)

9 衆議院議員の統一対象再選挙又は補欠選挙のうちす  
るうちいすれか選い方の事由が生じた日」とする。  
衆議院議員○及び参議院議員の統一対象再選挙の  
期日(次の各号の区分により、とも十一日前に告示しなければならない)。

10 衆議院議員の選挙にあつては、少なくとも十七日前に  
行われるとき。

11 衆議院議員○及び参議院議員の統一対象再選挙を

第三十四条を次のように改める。

(参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員  
及び長の再選挙、補欠選挙等)

四 地方公共団体の議会の議員及び長の第二百九  
条第四号に掲げる事由による再選挙(第二百  
三条又は第二百七条の規定に係る再選挙に限  
る。)当該選挙に関する事務を管理する選挙  
管理委員会の第二百二十条第一項後段の規定  
による通知の受領

五 第百九条第五号に掲げる事由による再選挙  
(第二百十条第一項の規定による訴訟が提起  
されなかつたことによる再選挙を除く。)当  
該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員  
会の第二百二十条第一項の規定による通知の  
受領

六 第百九条第五号に掲げる事由による再選挙  
(第二百十条第一項の規定による訴訟が提起  
されなかつたことによる再選挙に限る。)同  
項に規定する出訴期間の経過

七 第百九条第六号に掲げる事由による再選挙  
当該選挙に関する事務を管理する選挙管  
理委員会の第二百五十四条の規定による通  
知の受領

八 衆議院議員の統一対象再選挙又は第二百十  
四条の規定による選挙(第二百  
二条又は第二百六条の規定に係る再選挙に限  
る。)当該選挙に係る選挙の無効の決定若し  
くは裁決又は当選の無効の決定若しくは裁決  
の確定(当該決定又は裁決が第二百三条又は  
第二百七条の規定による訴訟が係属しなくな  
つたことにより確定した場合にあつては、當  
該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員  
会の第二百二十条第一項後段の規定による通  
知の受領)

九 増員選挙 当該選挙に関する事務を管理す  
る選挙管理委員会の第二百十二条第三項の規定  
による通知の受領

十 第百十六条の規定による一般選挙 第一  
から第八号までに掲げる事由(同一人に関し  
複数の事由が生じたときは最初のもの)のう  
ち最後に生じた事由の発生



十九号)第百七条の規定により衆議院(小選挙区選出)議員○若くは参議院(選挙区選出)議員○若くはこれを辞したものとみなされた者は、当該辞し、又は辞したものとみなされたことにより生じた欠員について行われる補欠選挙○通常選挙と合併して一の選挙として行われる選挙を除く。)は参議院(選挙区選出)議員

の規定により衆議院(小選挙区選出)議員○若くは参議院(選挙区選出)議員

は参議院(選挙区選出)議員

ことを辞したものとみなされたことは、当該辞し、又は辞したものとみなされたことにより生じた欠員について行われる補欠選挙○通常選挙における候補者となることができない。

第一百十条第一項中「第二百九条((当選の效力に関する争訟における選挙の無効の決定、裁決又は判決))」を「第二百八条」に改め、同条第三項中「又は第二百九条」を、「第二百六条又は第二百七条」に改め、「結果」の下に「その全部又は一部が無効となつたことにより」を加え、同条第六項及び第五項を次のように改める。

「五百五項を次のように改める。

「五百じた」とあるのは「満了することとなる」を「これを行なへべき事由が生じた場合」とあるのは、「当該地方公共団体の長の任期が満了する」ととなる場合」に

参議院(比例代表選出)議員(在任期間を同じくするものをいう。)の選挙における当選人の不足数が第一項第二号に該当しなくとも、在任期間を異にする比例代表選出議員の選挙(選挙の間を異にする比例代表選出議員の選挙(選挙の一部無効による再選挙を除く。以下この項において同じ。)が行われるときは、同項の規定にかかるらず、その選挙の期日に再選挙を行う。ただし、次の各号に掲げる再選挙の区分に応じ当該各号に掲げる事由が生じたときは、行わないと。前条第一号から第三号までに掲げる事由による再選挙 当該議員の任期が終わる前六月以内における当選の再選挙 当該議員の任期(在任期間を同じくするもの)の任期をいう。以下の項において同じ。)が終わる前六月以内における当該

選挙を行なうべき事由の発生又は在任期間を異なる比例代表選出議員の選挙の期日の公示に若しくは告示がなされた後におけるこれらの号に掲げる事由の発生

二 前条第四号に掲げる事由による再選挙 当該議員の任期が終わる前六月以内における当該選挙を行なうべき事由の発生又は在任期間を異にする比例代表選出議員の選挙の期日の公示若しくは告示がなされた後における中央選舉管理会の第二百二十条第一項後段の規定による通知の受領

三 前条第六号に掲げる事由による再選挙 当該議員の任期が終わる前六月以内における当該選挙を行なうべき事由の発生又は在任期間を異にする比例代表選出議員の選挙の期日の公示若しくは告示がなされた後における中央選舉管理会の第二百二十条第一項後段の規定による通知の受領

四 参議院(比例代表選出)議員(在任期間を同じくするものをいう。)の選挙における当選人の不足数が第一項第二号に該当しなくとも、在任期間を異にする比例代表選出議員の選挙(選挙の間を異にする比例代表選出議員の選挙(選挙の一部無効による再選挙を除く。以下この項において同じ。)が行われるときは、同項の規定にかかるらず、その選挙の期日に再選挙を行う。ただし、次の各号に掲げる再選挙の区分に応じ当該各号に掲げる事由が生じたときは、行わないと。前条第一号から第三号までに掲げる事由による再選挙 当該議員の任期が終わる前六月以内における当選の再選挙 当該議員の任期(在任期間を同じくするもの)の任期をいう。以下の項において同じ。)が終わる前六月以内における当該

選挙を行なうべき事由の発生又は在任期間を異なる比例代表選出議員の選挙の期日の公示に若しくは告示がなされた後における中央選舉管理会の第二百二十条第一項後段の規定による通知の受領

二 前条第四号に掲げる事由による再選挙(第二百六条の規定に係る再選挙に限る。) 当該議員の任期が終わる前六月以内における当該選挙を行なうべき事由の発生又は同一の地方公共団体の他の選挙の期日の告示がなされた後ににおける同項に規定する出訴期間の経過

三 前条第六号に掲げる事由による再選挙 当該議員の任期が終わる前六月以内における当該選挙を行なうべき事由の発生又は同一の地方公共団体の他の選挙の期日の告示がなされた後ににおける同項に規定する出訴期間の経過

四 参議院(比例代表選出)議員(在任期間を同じくするものをいう。)の選挙における当選人の不足数が第一項第二号に該当しなくとも、在任期間を異にする比例代表選出議員の選挙(選挙の間を異にする比例代表選出議員の選挙(選挙の一部無効による再選挙を除く。以下この項において同じ。)が行われるときは、同項の規定にかかるらず、その選挙の期日に再選挙を行う。ただし、次の各号に掲げる再選挙の区分に応じ当該各号に掲げる事由が生じたときは、行わないと。前条第一号から第三号までに掲げる事由による再選挙 当該議員の任期が終わる前六月以内における当選の再選挙 当該議員の任期(在任期間を同じくするもの)の任期をいう。以下の項において同じ。)が終わる前六月以内における当該

選挙を行なうべき事由の発生又は在任期間を異なる比例代表選出議員の選挙の期日の公示に若しくは告示がなされた後における中央選舉管理会の第二百二十条第一項の規定による通知の受領

二 前条第五号に掲げる事由による再選挙(第二百十条第一項の規定による訴訟が提起されなかつたことによる再選挙に限る。) 当該議員の任期が終わる前六月以内における当該選挙を行なうべき事由の発生又は同一の地方公共団体の他の選挙の期日の告示がなされた後ににおける同項に規定する出訴期間の経過

三 前条第六号に掲げる事由による再選挙 当該議員の任期が終わる前六月以内における当該選挙を行なうべき事由の発生又は同一の地方公共団体の他の選挙の期日の告示がなされた後ににおける同項に規定する出訴期間の経過

四 参議院(比例代表選出)議員(在任期間を同じくするものをいう。)の選挙における当選人の不足数が第一項第二号に該当しなくとも、在任期間を異にする比例代表選出議員の選挙(選挙の間を異にする比例代表選出議員の選挙(選挙の一部無効による再選挙を除く。以下この項において同じ。)が行われるときは、同項の規定にかかるらず、その選挙の期日に再選挙を行う。ただし、次の各号に掲げる再選挙の区分に応じ当該各号に掲げる事由が生じたときは、行わないと。前条第一号から第三号までに掲げる事由による再選挙 当該議員の任期が終わる前六月以内における当選の再選挙 当該議員の任期(在任期間を同じくするもの)の任期をいう。以下の項において同じ。)が終わる前六月以内における当該

選挙を行なうべき事由の発生又は在任期間を異なる比例代表選出議員の選挙の期日の公示に若しくは告示がなされた後における中央選舉管理会の第二百二十条第一項の規定による通知の受領





第三十二条第一項第八号	第一百十一条第二項
第十一條の表第三十四条第三項の項を次のように改める。	農業委員会等に関する法律第一百十一条において準用する法律第一百十一条第一項において準用する法律第一百十一条第一項
第十一條の表第三十四条第三項の項の次に次のように加える。	第一項各号に掲げる農業委員会の選挙による委員
第三十四条第四項第一号	同項目各号に掲げる地方公共団体の議会の議員及び長
第三十四条第四項第二号	その選挙を必要とするに至つた選挙
第三十四条第四項第三号	第一項各号に掲げる農業委員会の選挙による委員
第三十四条第四項第四号	その選挙を必要とするに至つた選挙又は農業委員会等に関する法律第一百十一条第一項において準用する法律第一百十一条第一項
第三十四条第五項	農業委員会等に関する法律第一百十一条第一項において準用する法律第一百十一条第一項
第三十四条第四項	農業委員会等に関する法律第一百十一条第一項において準用する法律第一百十一条第一項
(公職選挙法の一部を改正する法律の一部改正)	その選挙を必要とするに至つた選挙
第八条 公職選挙法の一部を改正する法律(平成十年法律第四十七号)の一部を次のように改める。	その選挙を必要とするに至つた選挙又は農業委員会等に関する法律第一百十一条第一項において準用する法律第一百十一条第一項
本則中括弧( ( ) )書を削る。	その選挙を必要とするに至つた選挙又は農業委員会等に関する法律第一百十一条第一項において準用する法律第一百十一条第一項
目次の改正規定を削る。	その選挙を必要とするに至つた選挙又は農業委員会等に関する法律第一百十一条第一項において準用する法律第一百十一条第一項
附則第一条中「、」目次の改正規定(第四十二条(選挙人名簿の登録と投票))を「第四十二条(選挙人名簿又は在外選挙人名簿の登録と投票)」に、「第四十九条(不在者投票)」を「第四十九条(不在者投票)」に、「第二百六十九条(指定都市に対する本法の適用関係)」を「第二百六十九条(指定都市に対する本法の適用関係)」に、「第二百七十条の二(不在者投票の時間)」を「第二百七十条の二(不在者投票等の時間)」に、「第二百七十二条の四(再立候補の場合の特例)」を「第二百七十二条の四(再立候補の場合の特例)」に改める部分に限る。」を削る。	その選挙を必要とするに至つた選挙又は農業委員会等に関する法律第一百十一条第一項において準用する法律第一百十一条第一項





官 報 (号 外)

「第三十三条第一項第四号中「第十八条第一項を用する第十三條第一項」に、「同条第一項において準用する第十三條第二項」を「同条第一項」とし、「第十九条」を「第三十五条」に、「第二十条第一項」を「第三十六条规定第一項」に、「第二十二条第三項」を「第三十七条第五項」に改め、同号を同項第六号として、同項第三号中「第十三条第一項」を「第十八条第一項」に、「第十四条」を「第十九条」に、「第十五条第一項」を「第二十条第一項」に、「第十六条第一項」を「第三十二条第三項」に改め、同号を同項第四号とし、同号の次に次の二号を加える。

五 第二十六条第一項の規定による判断の基準となるべき事項の策定、同条第一項に規定する当該事項の改定、第二十七条第一項の規定による認定、第二十八条第一項の規定による認定、第二十九条の規定による認定の変更の認定、第二十九条の規定による認定の取消し、第三十条の規定による意見、第三十二条规定第一項に規定する指導及び助言、第三十三条第二項に規定する指揮及び監督、第三十七条规定第一項の規定による命令並びに告の徵収及び立入検査に関する事項についての公表、同条第三項の規定による命令並びに第三十七条第三項及び第四項の規定による報告は、政令で定めるところにより、当該指定事

資源化製品の製造、加工、修理若しくは販売の事業又は当該指定再資源化製品を部品として使用する第二十六条第一項の政令で定める製品の製造、加工、修理若しくは販売の事業を所管する大臣及び環境大臣

り、同項を同条第五項とし、同条第二項中「第十五条及び第十七条」を「第二十条、第二十三条及び第二十五条」に、「第一種指定事業者又は第二種指定事業者」を「指定省資源化事業者、指定再利用促進事業者又は指定表示事業者」に、「第一種指定製品又は第二種指定製品」を「指定省資源化製品、指定再利用促進製品又は指定表示製品」に改め、同項の次に次の二項を加える。

3 主務大臣は、第二十八条及び第二十九条の規定の施行に必要な限度において、認定指定再資源化事業者に対し、その認定に係る使用済指定

2 前項に規定する判断の基準となるべき事項は、当該指定副産物に係る再生資源の利用の状況、再生資源の利用の促進に関する技術水準その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

第十八条に次の一項を加える。

3 第十条第三項の規定は、第一項に規定する判断の基準となるべき事項を定め、又は前項に規定する改定をしようとする場合に準用する。

第十八条を第三十四条とする。

り、同項を同条第五項とし、同条第二項中「第十五条及び第十七条」を「第二十条、第二十三条及び第二十五条」に、「第一種指定事業者又は第二種指定事業者」を「指定省資源化事業者、指定再利用促進製品又は指定表示事業者」に、「第一種指定製品又は第二種指定製品」を「指定省資源化製品、指定再利用促進製品又は指定表示製品」に改め、同項の次に次の二項を加える。

3 主務大臣は、第二十八条及び第二十九条の規定の施行に必要な限度において、認定指定再資源化事業者に対し、その認定に係る使用済指定再資源化製品の自主回収又は再資源化の実施の状況に関し報告させ、又はその職員に、認定指定再資源化事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

4 主務大臣は、第三十三条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、指定再資源化事業者に対し、使用済指定再資源化製品の自主回収又は再資源化の実施の状況に關し報告させ、又はその職員に、指定再資源化事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

第二十一条を第三十七条规定とする。

「第七章 雜則」を「第十一章 雜則」に改める。

第二十条第一項中「第三種指定事業者」を「指定副産物事業者」に改め、「、その製造に係る製品の生産量」を削り、「第十八条第一項」を「第三十四条第一項」に改め、同条第二項及び第三項中「第三種指定事業者」を「指定副産物事業者」に改め、第六条中同条を第三十六条とする。

第十九条中「第三種指定事業者」を「指定副産物事業者」に改め、同条を第三十五条とする。

第十八条の見出し中「第三種指定事業者」を「指定副産物事業者」に改め、同条第一項中「工場又は事業者」に改め、同条を第三十五条とする。

2 前項に規定する判断の基準となるべき事項は、当該指定副産物に係る再生資源の利用の状況、再生資源の利用の促進に関する技術水準その他の事情を勘案して定めるものとし、これら的事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

第十八条に次の一項を加える。

第十九条第三項の規定は、第一項に規定する判断の基準となるべき事項を定め、又は前項に規定する改定をしようとする場合に準用する。

第十八条を第三十四条とする。

「第六章 指定副産物」を「第九章 指定副産物」に改める。

第十七条第一項中「第二種指定事業者があるときは、当該第二種指定事業者」を「指定表示事業者」に改め、「中小企業基本法(昭和三十八年法律第一百五十四号)第二条第五項に規定する小規模企業者その他」の政令で定める者であって、その政令で定める収入金額が政令で定める要件に該当するものを除く。)があるときは、当該指定表示事業者」を「指定表示事業者」に改め、「同条第二項中「第一種指定事業者」を「指定表示事業者」に改め、同条第三項中「第二種指定事業者」を「指定表示事業者」に、「第一種指定製品」を「指定表示製品」に改め、第五章中同条を「十五条」とし、同条の次に次の一章を加える。

第八章 指定再資源化製品

(指定再資源化事業者の判断の基準となるべき事項)

第二十六条 主務大臣は、指定再資源化製品による再生資源又は再生部品の利用を促進するため、主務省令で、次に掲げる事項に関し、指定する政令で定める製品の製造、加工、修理又は販売の事業を行なう者(指定再資源化製品を部品として使用する政令で定める製品の製造、加工、修理又は販売の事業を行なう者を含む。以下「指定再資源化事業者」という。)の判断の基準となるべき事項を定めるものとする。

一 使用済指定再資源化製品(指定再資源化製





平成十二年五月九日 衆議院会議録第三十一号

(勸告及び命令)  
第十三条 主務大臣

**第十三条** 主務大臣は、特定省資源事業者であつて、その製造に係る製品の生産量が政令で定める要件に該当するものの当該特定省資源業種に係る副産物の発生抑制等が第十条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特定省資源事業者に対し、その判断の根拠を示して、当該特定省資源業種に係る副産物の発生抑制等に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

**2** 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた特定省資源事業者がその勧告に従つなかつたときは

### (処分等の効力)

**第二条** この法律による改正前の再生資源の利用の促進に関する法律の規定によつてした処分、手続その他の行為は、この法律による改正後の資源の有効な利用の促進に関する法律の相当規定によつしたものとみなす。

源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法(平成五年法律第十八号)の一部を次のよう  
に改正する。

**書** 再生資源の利用の促進に関する法律の一一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

**第三条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討) 第四条 政府は、この法律の施行の日から七年以

内に、この法律による改正後の資源の有効な利用の促進に関する法律の施行の状況について検

討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## (民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部改正)

**第五条** 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(昭和六十一

年法律第七十七号)の一部を次のように改正す  
る。

「第二条第一項第十六号イ中」再生資源の利用の促進に関する法律「を「資源の有効な利用の促

「第四項」に改める。

(西美原美物の処理に係る特定期の轉換の促進に関する法律の一部改正)

の促進に関する法律(平成四年法律第六十一号)

## 第二十七条第一号中「再生資源の利用の促進

する法律」に、「第二条第二項」を「第二条第八項」に改めた。

(エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事務局の組織に関する議定書)

## 法の一部改正(一)

附 則  
(施行期日)

附  
則

(施行期日)  
第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施

行する。

製品の製造又は加工に伴つて発生する副産物の発生抑制対策と発生した副産物を再生資源として利用を促進するための対策を義務付けるための措置を講ずる。

6 法律の施行期日を平成十三年四月一日とする。

7 所要の経過措置等について規定するほか、関係法律について所要の改正を行う。

二 議案の可決理由

本案は、資源の有効な利用の確保を図るとともに、廃棄物の発生の抑制及び環境の保全に資するための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十二年四月二十八日

商工委員長 中山 成彬

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

一 政府一丸となって循環型社会の実現を期すため、環境省等関係省庁間の十分な連携を図り、適切な措置を講ずるべきである。

二 循環型社会の実現のために、事業者、消費者、地方公共団体の積極的な協力を得ることが不可欠であることにかんがみ、これらの関係者に対し本法の内容等について周知徹底を図るとともに、必要な情報提供を積極的に行うこと。

また、環境負荷の少ない持続可能な社会を構築するためには意識の変革が不可欠であることが

ら、環境教育を総合的・体系的に推進すること。

特に、環境負荷の少ない製品の製造及び提供並びに使用後の製品等の引き取り及び再利用等に事業者が積極的な役割を果すこと、消費者が環境負荷の少ない消費行動を行うことが重要であり、その支援を行う観点から本法及びリサイクル関係諸法・廃棄物処理法等を運用するとともに、事業者、消費者及び地方公共団体に対してもその旨の徹底を図ること。

三 本法に規定する各種製品及び業種の指定に当たっては、「技術的・経済的に可能」との要件を強力的に運用し、可能な限り広範に行うとともに、判断基準の策定に当たっても、事業者に対して最大限の取組みを促すものとすること。

四 民間能力を最大限に活用しつつ事業者の廃棄物・リサイクル対策への一層の取組みを促す観点から、資源の有効利用に関連する技術開発、施設整備等に対する支援等に努めること。

五 公共団体におけるリサイクル製品の新規用途の開発、国・地方公共団体における調達等により、リサイクル製品の市場拡大を支援すること。特に、公共事業におけるリサイクル製品の調達のこと。

六 廃棄物の発生抑制やリサイクルを推進する観

点から、デボジット制度等の経済的手法について製品毎の特性や実態を踏まえながら検討すること。

七 廃棄物の不適切な処理が行われる事例が発生

き検討すること。

八 指定再利用促進製品及び指定副産物の判断基準の策定に当たっては、都道府県等が行っていきることと、環境面での現行の規制を徹底すること。

九 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進

等に関する法律(容器包装リサイクル法)については、当初施行から未だ五年を経過しない今日においても既に、消費者努力により収集された容器が、必ずしも再商品化の成果に結びつかない等の実例も出てきている現状にかんがみ、同

法附則に定める「施行十年後検討」条項を踏まえつつも、その施行状況につき不斷の検討を行い、同期限以前であってもその運用については適時・適切な見直しに努めるべきである。

十 循環型社会の形成に向けて重要な意義を有する各種商品の本法及び関連諸法等における取り扱いについては、早急に具体化を図るべきであり、特に次の点の努力をすべきである。

① 使用済み自動車のリサイクル措置についての事業者への義務づけを含む措置の検討

② パソコン等排出量が増大している電気・電子機器の本法の指定再資源化製品制度への指定や特定家庭用機器再商品化法の対象品目への追加

③ 二次電池及びそれらを使用する製品について指定再資源化製品制度への指定

循環型社会形成推進基本法案

右

平成十二年四月十四日

内閣総理大臣 森 喜朗

循環型社会形成推進基本法

目次

第一章 総則(第一条～第十四条)

第二章 循環型社会形成推進基本計画(第十五条～第十六条)

第三章 循環型社会の形成に関する基本的施策

第一節 国の施策(第十七条～第三十一条)

第二節 地方公共団体の施策(第三十二条)

附則

第一章 総則  
(目的)

第一条 この法律は、環境基本法(平成五年法律第九十一号)の基本理念とのとおり、循環型社会の形成について、基本原則を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、循環型社会形成推進基本計画の策定その他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項を定めることにより、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

第二条 この法律において「循環型社会」とは、製品等が廃棄物等となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となつた場合にはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分(廃棄物・廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第一百三十七号)第二条第一項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。)としての処分をいう。以下同じ。)が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会をいう。

2 この法律において「廃棄物等」とは、次に掲げる物をいう。

一 廃棄物

二 一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品(現に使用されているものを除く。)又は製品の製造、加工、修理若しくは販売、エネルギーの供給、土木建築に関する工事、農畜産物の生産その他他の人の活動に伴い副次的に得られた物品(前号に掲げる物並びに放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。)

3 この法律において「循環資源」とは、廃棄物等のうち有用なものをいう。

4 この法律において「循環的な利用」とは、再使用、再生利用及び熱回収をいう。

5 この法律において「再使用」とは、次に掲げる行為をいう。

一 循環資源を製品としてそのまま使用する」と修理を行ってこれを使用することを含む。

二 (修理を行ってこれを使用することを含む)と(修理を行ってこれを使用することを含む)。

二 循環資源の全部又は一部を部品その他製品の一部として使用すること。

6 この法律において「再生利用」とは、循環資源の全部又は一部を原材料として利用することをいう。

7 この法律において「熱回収」とは、循環資源の全部又は一部であって、燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものを熱を得ることに利用することをいう。

8 この法律において「環境への負荷」とは、環境基本法第二条第一項に規定する環境への負荷をいう。

二 循環資源の循環的な利用及び処分が行われなければならない。物等となることができるだけ抑制されなければならない。(循環資源の循環的な利用及び処分)

第六条 循環資源について、その処分の量を減らすことにより環境への負荷を低減する必要があることにかんがみ、できる限り循環的な利用が行われなければならない。

第七条 循環資源の循環的な利用及び処分に当たっては、技術的及び経済的に可能な範囲で、かつ、次に定めるところによることが環境への負荷の低減にとって必要であることが最大限に考慮されるこによって、これらが行われなければならない。この場合において、次に定めるところによらないことが環境への負荷の低減にとって有効であると認められるときはこれによらないことが考慮されなければならない。

2 循環資源の循環的な利用及び処分に当たっては、環境の保全上の支障が生じないよう適正に行われなければならない。

(循環型社会の形成)

第三条 循環型社会の形成は、これに関する行動がその技術的及び経済的な可能性を踏まえつづ自主的かつ積極的に行われるようになることによって、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会の実現が推進されることを旨として、行われなければならない。(適切な役割分担等)

第四条 循環型社会の形成は、このために必要な措置が国、地方公共団体、事業者及び国民の適切な役割分担の下に講じられ、かつ、当該措置に要する費用がこれらの者により適正かつ公平に負担されることにより、行われなければならない。(原材料、製品等が廃棄物等となることの抑制)

第五条 原材料、製品等については、これが循環資源の全部又は一部のうち、前二号の規定による再使用がされないものであって再生利用がされないものであって熱回収をすることができるものについては、熱回収がされなければならない。

規定期による循環的な利用が行われないものについては、処分されなければならない。

(施策の有機的な連携への配慮)

第八条 循環型社会の形成に関する施策を講ずるに当たっては、自然界における物質の適正な循環の確保に関する施策その他の環境の保全に関する施策相互の有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされるものとする。

(国の責務)

第九条 国は、第三条から第七条までに定める循環型社会の形成についての基本原則(以下「基本原則」という。)にのっとり、循環型社会の形成に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第十条 地方公共団体は、基本原則にのっとり、循環資源について適正に循環的な利用及び処分が行われることを確保するために必要な措置を実施するほか、循環型社会の形成に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第十一条 事業者は、基本原則にのっとり、その事業活動を行うに際しては、原材料等がその事業活動において廃棄物等となることを抑制するため必要な措置を講ずるとともに、原材料等がその事業活動において循環資源となつた場合には、これについて自ら適正に循環的な利用を行い、若しくはこれについて適正に循環的な利用を行ふことの責任において適正に処分する責務を有する。

2 製品、容器等の製造、販売等を行う事業者は、基本原則にのっとり、その事業活動に際しては、再生用が行われるために必要な措置を講じ、又は循環的な利用が行われない循環資源について自らの責任において適正に処分する責務を有する。

4 循環資源であって、その循環的な利用を行うことが技術的及び経済的に可能であり、かつ、その循環的な利用が促進されることが循環型社会の形成を推進する上で重要であると認められるものについては、当該製品、容器等の製造、販売等を行う事業者は、基本原則にのっとり、当該分担すべき役割として、自ら、当該製品、容器等が循環資源となつたものを引き取り、若しくは引き渡し、又はこれについて適正に循環的な利用を行う責務を有する。

3 前項に定めるもののほか、製品、容器等であって、これが循環資源となつた場合におけるその設計の工夫及び材質又は成分の表示その他の当該製品、容器等が循環資源となつたものについて適正に循環的な利用が行われることを促進し、及びその適正な処分が困難とならないようにするためには必要な措置を講ずる責務を有する。

必必要な措置を講ずることとともに、当該製品、容器等の設計の工夫及び材質又は成分の表示その他の当該製品、容器等が循環資源となつたものについて適正に循環的な利用が行われることを促進し、及びその適正な処分が困難とならないようにするためには必要な措置を講ずる責務を有する。

## (国民の責務)

**第十二条** 国民は、基本原則にのっとり、製品をなるべく長期間使用すること、再生品を使用することと、循環資源が分別して回収されることに協力すること等により、製品等が廃棄物等となることを抑制し、製品等が循環資源となつたものについて適正に循環的な利用が行われることを促進するよう努めるとともに、その適正な処分に関し国及び地方公共団体の施策に協力する責務を有する。

**第十三条** 前項に定めるもののほか、前条第三項に規定する製品、容器等については、**国民は、基本原則**にのっとり、当該製品、容器等が循環資源となつたものを同様に規定する事業者に適切に引き渡すこと等により当該事業者が行う措置に協力する責務を有する。

**第十四条** 前二項に定めるもののほか、**国民は、基本原則**にのっとり、循環型社会の形成に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する循環型社会の形成に関する施策に協力する責務を有する。(法制上の措置等)

**第十五条** 政府は、循環型社会の形成に関する施策を実施するため必要な法制度上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。(年次報告書等)

**第十六条** 循環型社会形成推進基本計画は、環境基本法第十五条第一項に規定する環境基本計画(次項において単に「環境基本計画」という。)を基本として策定するものとする。

**第二章 循環型社会の形成に関する基本的** 2 環境基本計画及び循環型社会形成推進基本計画以外の国の計画は、循環型社会の形成に関するものとする。

**第三章 循環型社会の形成に関する基本的** 2 第二節 国の施策

**(原材料、製品等が廃棄物等となることの抑制のための措置)**

**第十七条** 国は、事業者がその事業活動に際して原材料を効率的に利用すること、繰り返して使用することが可能な容器等を使用すること等により原材料等が廃棄物等となることを抑制するよう、規制その他の必要な措置を講ずるものとする。

**第十八条** 国は、国民が製品をなるべく長期間使用すること、商品の購入に当たって容器等が過剰に使用されていない商品を選択すること等により製品等が廃棄物等となることを抑制するよう、これに関する知識の普及その他必要な措置を講ずるものとする。(循環資源の適正な循環的な利用及び処分のための措置)

**第十九条** 国は、事業者が、その事業活動に際して、当該事業活動において発生した循環資源について自ら適正に循環的な利用を行い、若しくはこれについて適正に循環的な利用が行われることを促進し、又は循環的な利用が行われないことを促進し、再生品に対する需要の増進に資するため、自ら率先して再生品を使用するとともに、地方公共団体、事業者及び国民による再

**型社会の形成に関する基本的な計画(以下「循環型社会形成推進基本計画」という。)を定めなければならない。**

**第二節 事項について定めるものとする。**

**一 循環型社会の形成に関する施策についての** 1 基本的な方針

**二 循環型社会の形成に関する施策** 2 循環型社会の形成に関する施策についての

**三 前二号に掲げるもののほか、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進する計画的に講すべき施策**

**四 循環型社会の形成に関する具体的な指針についての** 3 中央環境審議会は、平成十四年四月一日までに循環型社会形成推進基本計画の策定のための具体的な指針について、環境大臣に意見を述べるものとする。

**五 環境大臣は、循環型社会形成推進基本計画の案を作成しようとするときは、資源の有効な利用の確保に係る事務を所掌する大臣と協議するものとする。**

**六 環境大臣は、第四項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、循環型社会形成推進基本計画を国会に報告するとともに、公表しなければならない。**

**七 循環型社会形成推進基本計画の見直しは、おむね五年ごとに用い、第三項から前項までの規定は、循環型社会形成推進基本計画の変更について準用する。この場合において、** 4 第二項中「平成十四年四月一日まで」とあるのは、「あらかじめ」と、第四項中「平成十五年十月一日まで」とあるのは、「遅滞なく」と読み替えるものとする。

**第二章 循環型社会形成推進基本計画(策定等)**

**第十五条 政府は、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、循環型社会形成推進基本計画(策定等)**

**第二章 循環型社会形成推進基本計画(策定等)**

**第十九条 国は、再生品に対する需要の増進に資するため、自ら率先して再生品を使用するとともに、地方公共団体、事業者及び国民による再**

生品の使用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(製品、容器等に関する事前評価の促進等)

第二十条 国は、循環資源の循環的な利用及び処分に伴う環境への負荷の程度を勘案して、事業者が、物の製造、加工又は販売その他の事業活動に際して、その事業活動に係る製品、容器等に関する、あらかじめ次に掲げる事項について自ら評価を行い、その結果に基づき、当該製品、容器等に係る環境への負荷を低減するための各種の工夫をすることにより、当該製品、容器等が廃棄物等となることが抑制され、当該製品、容器等が循環資源となった場合におけるその循環的な利用が促進され、並びにその循環的な利用及び処分に伴う環境への負荷の低減が図られるよう、技術的支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

一 その事業活動に係る製品、容器等の耐久性に関すること。

二 その事業活動に係る製品、容器等が循環資源となつた場合におけるその循環的な利用及び処分の困難性に関すること。

三 その事業活動に係る製品、容器等が循環資源となつた場合におけるその重量又は体積に関すること。

四 その事業活動に係る製品、容器等に含まれる人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずるおそれがある物質の種類及び量その他当該製品、容器等が循環資源となつた場合におけるその処分に伴う環境への負荷の程度に関すること。

の処分の方法その他の情報を、その循環的な利用及び処分を行う事業者、国民等に提供するよう、規制その他の必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全上の支障の防止)

第二十一条 国は、原材料等が廃棄物等となることの抑制及び循環資源の循環的な利用及び処分を行ふ際の環境の保全上の支障を防止するため、公害環境基本法第二条第三項に規定する公害をいう。(の原因となる物質の排出の規制その他の必要な措置を講じなければならない。

(環境の保全上の支障の除去等の措置)

第二十二条 国は、循環資源の循環的な利用及び処分により環境の保全上の支障が生じると認められる場合において、当該環境の保全上の支障に係る循環資源の利用若しくは処分又は排出を行った事業者に対して、当該循環資源を適正に処理し、環境の保全上の支障を除去し、及び原状を回復させるために必要な費用を負担させるため、必要な措置を講ずるものとする。この場合において、当該事業者が資力がないこと、確知できないこと等により、当該事業者が当該費用を負担できないときにおいても費用を負担することができるよう、事業者等による基金の造成その他の必要な措置を講ずるものとする。

(公共的施設の整備)

第二十四条 国は、循環資源の循環的な利用、処分、収集又は運搬に供する施設(移動施設を含む。)その他の循環型社会の形成に資する公共的施設の整備を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(地方公共団体による施策の適切な策定等の確保のための措置)

第二十五条 国は、地方公共団体による循環資源の循環的な利用及び処分に関する施策その他の循環型社会の形成に関する施策の適切な策定及び実施を確保するため、必要な措置を講ずるものとする。

(地方公共団体に対する財政措置等)

第二十六条 国は、地方公共団体が循環型社会の形成に関する施策を策定し、及び実施するための費用について、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(循環型社会の形成に関する教育及び学習の振興等)

第二十七条 国は、循環型社会の形成の推進を図るためには事業者及び国民の理解と協力を得ることが欠くことのできないものであることにからみ、循環型社会の形成に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実のために必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、適正かつ公平な経済的な負担を課すことにより、事業者及び国民によって製品、容器等が廃棄物等となることの抑制又は製品、容器等が循環資源となつた場合におけるその適正かつ円滑な循環的な利用若しくは処分に資する行為が行われることを促進する施策に関し、これに係る措置を講じた場合における効果、我が国に於ける影響等を適切に調査し、及び研究するとともに、その措置に係る必要がある場合には、その措置に係る施策を活用して循環型社会の形成を推進することについて国民の理解と協力を得るように努めるものとする。

(民間団体等の自発的な活動を促進するための措置)

第二十八条 国は、事業者、国民又はこれら者の組織する民間の団体(次項において「民間団体等」という。)が自発的に行つ循環資源に係る回収活動、循環資源の譲渡又は交換のための催しの実施、製品、容器等が循環資源となつた場合にその循環的な利用又は処分に寄与するものであることを表示することその他の循環型社会の形成に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、前項の民間団体等が自発的に行う循環型社会の形成に関する活動の促進に資するため、循環資源の発生、循環的な利用及び処分の状況に係る情報その他の循環型社会の形成に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(調査の実施)

第二十九条 国は、循環資源の発生、循環的な利用及び処分の状況、これらの将来の見通し又は循環資源の処分による環境への影響に関する調査その他の循環型社会の形成に関する施策の策定及び適正な実施に必要な調査を実施するものとする。

(科学技術の振興)

第三十条 国は、循環資源の循環的な利用及び処分に伴う環境への負荷の程度の評価の手法、製品等が廃棄物等となることの抑制又は循環資源について適正に循環的な利用及び処分を行ったための技術その他の循環型社会の形成に関する科学技術の振興を図るものとする。

2 国は、循環型社会の形成に関する科学技術の振興を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(国際的協調のための措置)

第三十一条 国は、循環型社会の形成を国際的協調の下で促進することの重要性にかんがみ、循

環境資源の循環的な利用及び処分に関する国際的な連携の確保その他循環型社会の形成に関する国際的な相互協力を推進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## 第二節 地方公共団体の施策

第三十二条 地方公共団体は、その地方公共団体

の区域の自然的・社会的条件に応じた循環型社会の形成のために必要な施策を、その総合的かつ計画的な推進を図りつつ実施するものとする。

### 附 則

#### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十五条及び第十六条の規定は、平成十三年一月六日から施行する。

(中央省庁等改革のための国の行政組織関係法 律の整備等に関する法律の一部改正)

第二条 中央省庁等改革のための国の行政組織関係法 律の整備等に関する法律(平成十一年法律 第百二十号)の一部を次のように改正する。

第一百八十五条のうち環境基本法第四十一条第一項第三号を同項第二号とし、同号の次に一号を加える改正規定中「及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号)」を、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号)、ダイオキシン類対策特別措置法(平成十一年法律第百五号)及び循環型社会形成推進基本法(平成十二年法律第一号)」に改める。

### 理 由

廃棄物等の発生量が増大し、及び循環資源の循環的な利用が十分に行われていない状況にかんがみ、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、循環型社会の形成について、基本原則を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに

に、施策の基本となる事項を定める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

循環型社会形成推進基本法案(内閣提出)に

なお、本案に対し、民主党提案に係る修正案及び日本共産党提案に係る修正案がそれぞれ提出されたが、いずれも否決された。

右報告する。

平成十二年五月九日

衆議院議長 伊藤宗一郎殿 環境委員長 細川律夫

なあ、本案に対し、民主党提案に係る修正案及び日本共産党提案に係る修正案がそれぞれ提出されたが、いずれも否決された。

右報告する。

平成十二年五月九日

衆議院議長 伊藤宗一郎殿 環境委員長 細川律夫

かつ計画的に講ずるべき施策等を国民の前に明らかにするとともに、毎年、循環型社会の形成に關して講じた施策、講じようとする施策等を国会に報告することとし、さらに、この計画の見直しをおおむね五年ごとに行わなければならぬこととする。

### 議案の目的及び要旨

本案は、環境基本法の基本理念にのっとり、循環型社会の形成について、基本原則を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明確にするとともに、循環型社会形成推進基本計画の策定その他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項を定めることにより、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 循環型社会形成の基本原則として、循環型社会の形成は、自主的かつ積極的な行動により環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会の実現を目指して推進されなければならないことを示した上で、関係者の適切な役割分担と適正かつ公平な費用分担の必要性を規定するとともに、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を具体的に定めることが、また、廃棄物等の発生はできないだけ抑制されなければならないこと、循環資源についてはできる限り循環的な利用が行われなければならない、循環型社会の形成に深く関連する自然界における物質の適正な循環の確保に関する施策への配慮を定めること。

2 循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府が、循環型社会形成推進基本計画を平成十五年十月一日までに定めて、施策の基本的な方針、総合的

### 二 議案の可決理由

環境基本法の基本理念にのっとり、循環型社会の形成について、基本原則を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、循環型社会形成推進基本計画の策定その他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項を定めることにより、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与しようとする本案の措置は妥当と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

官 報 (号 外)

第明治三十五年三月三十日  
郵便物記号

平成十二年五月九日 衆議院會議錄第三十一號

発行所
二東干一 番京一〇 大四都〇五 藏省印 刷局
虎ノ門四 丁目
電話
03 (3587) 4294
定価
(本体 二 一一〇円)
本号一部